



平成25年4月24日

自動車局

## 自動車検査機器入札談合事件に係る不当利得返還請求訴訟の判決について

本日、東京地方裁判所において、自動車検査機器入札談合事件に係る不当利得返還請求訴訟の判決が言い渡されました。

### 1. 事件の概要

地方運輸局長等が実施した自動車検査機器の入札に関し、自動車検査機器メーカー4社が、独占禁止法に違反する行為（不当な取引制限）により契約を締結したとして、平成13年10月、公正取引委員会から同法に基づく排除勧告がなされるとともに、翌年6月には、課徴金納付命令が出されました。

これを受け、国は、平成19年10月、自動車検査機器メーカー4社に対し、不当利得の返還を請求しましたが、4社のうち3社は納付を拒否したことから、平成20年3月28日、3社に対する不当利得返還請求訴訟を東京地方裁判所へ提起し、本日の判決に至ったところです。

### 2. 判決の概要

被告3社に対して、合わせて以下の金額が返還額として認容されました。

○東京地裁の判決認容額(被告3社合計) : 約 5 億円

今回の判決は、3社に対して、請求金額の全額の支払いを命じる内容となっており、国の主張がおおむね認められたものとなっております。

#### 【問い合わせ先】

自動車局総務課：神澤、島

代表：03-5253-8111（内線41142、41132）、直通：03-5253-8561

FAX：03-5253-1636

自動車局整備課：吉澤

代表：03-5253-8111（内線42427）、直通：03-5253-8589

FAX：03-5253-1639